

金銭等の管理手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 千里ライフサイエンス振興財団</p>	<p>公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団の現金、預貯金、印紙、証紙、郵券類に関して、以下の事項が検出された。</p> <p>1 現金について、担当者が週末、週初め及び入出金時に実査し、金種表を作成し、残高の確認を行っている。ただし、これに対する出納責任者（事務局次長）の承認チェックが行われておらず、会計規程が順守されていない。</p> <p>2 預貯金について、資金が動く度に、ファームバンキングの残高と会計上の残高とを担当者が照合しており、月末には総括調査役が預金残高一覧表を作成し照合しているが、出納責任者（事務局次長）による確認は行われておらず、会計規程が順守されていない。</p> <p>3 印紙、証紙、郵券類については、管理簿が作成され、月末実査による確認もされているが、上長による承認チェックが行われていない。また、上長による承認を求める規程も存在しない。</p>	<p>現金、預貯金、印紙、証紙、郵券類については、盗難や横領のリスクが高いため、実査による残高の確認やダブルチェックによる内部牽制により、リスクを低減させる必要がある。</p> <p>現金、預貯金について、月に1回は出納責任者による確認を実施すべきであり、規程を順守されたい。</p> <p>印紙、証紙、郵券類については、月に1回は出納責任者による確認を実施すべきであり、規程の改定等を検討されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団会計規程）</p> <p>第48条 出納責任者は月に1回現金の残高、出納簿の残高、預貯金の残高を確認しなければならない。</p> <p>2 預貯金については、月に1回残高証明書の残高と帳簿残高を照合しなければならない。</p> <p>第49条 印紙、証紙、郵券類については、常にその出納を明らかにしておかなければならない。</p> </div>	<p>1. 現金、預貯金の管理手続について 平成26年度から各月末に担当者が預金残高一覧表及び手許現金一覧表を作成し、上席者及び出納責任者が現金、預貯金のダブルチェックを行うこととした。</p> <p>2. 印紙、証紙、郵券類の管理手続について 会計規程を改正（平成26年3月20日改正、平成26年4月1日施行）し、平成26年度から各月末に担当者が作成している管理台帳に基づき、上席者及び出納責任者が郵券類等のダブルチェックを行うこととした。</p>